

医療法人社団有信会呉記念病院

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団有信会呉記念病院（以下「事業所」という。）において行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要支援・要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持回復を図る。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・地域の保険、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の主治医が当病院の担当医以外であれば原則として主治医に事前に連絡し、指示及び了解を得るものとする。
- 4 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 8 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供

の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団有信会呉記念病院
- (2) 所在地 広島県呉市郷原町 2379 番地 42

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業は2単位とし、従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)
主として事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 4名(常勤専従3名、常勤兼務1名)
主として利用者の医学的管理、リハビリテーションの指示を行う。
- (3) 理学療法士 2名(常勤専従2名)
主として利用者のリハビリテーションの計画作成と実施を行う。
- (4) 看護職員 2名(常勤専従2名)
主として利用者の疾病の把握や健康管理を行う。
- (5) 介護職員 6名(常勤専従6名)
主として利用者のADLやプログラム実施の援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。(祝日は営業日とする)
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時20分から午後3時40分までとする。

(事業の利用定員)

第6条 事業の利用定員は、併せて2単位40人とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 送迎 | (5) 生活指導 |
| (2) 健康チェック | (6) 理学療法 |
| (3) 食事の提供 | (7) 作業療法 |
| (4) 入浴 | |

(利用料その他の費用額)

第8条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 食費については、回数に応じて別紙の費用を徴収する。
- 3 送迎を通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う場合は、通常の事業の実施地域の境界を起点として、利用者の住居までの路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 4 タオル、紙パンツ等の別紙の品目について病院のものを使用した場合は、使用量に応じて別紙の費用を徴収する。
- 5 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、呉市(広・仁方・阿賀・焼山・郷原地区)・東広島市黒瀬町とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所において、感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は、サービス利用にあたって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 体調の著しく不調のときは参加をしないものとする。
- (2) 事故防止の為、職員の指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 事業所は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション)の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリ

テーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の

変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるとともに、従業者の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) その他の研修 随時モデルケース事業所に研修派遣等

- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団有信会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年11月1日から改正する。

この規程は、平成14年4月6日に一部変更し、平成14年5月1日から改正する。

この規程は、平成15年4月1日から改正する。

この規程は、平成17年4月15日から改正する。

この規程は、平成17年10月1日から改正する。

この規程は、平成19年1月15日から改正する。

この規程は、平成19年10月1日から改正する。

この規程は、平成21年5月1日から改正する。

この規程は、平成24年5月1日から改正する。

この規程は、平成25年5月1日から改正する。

この規程は、平成27年4月1日から改正する。

この規程は、平成30年1月1日から改正する。

この規程は、平成30年4月1日から改正する。

この規程は、平成31年2月1日から改正する。

この規程は、令和2年8月1日から改正する。

この規程は、令和6年3月1日から改正する。

この規程は、令和6年5月1日から改正する。